

証券コード 9325
2022年6月9日

株 主 各 位

大阪市北区梅田三丁目4番5号
ファイブホールディングス株式会社
代表取締役社長 榎 屋 幸 生

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2022年6月23日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市北区梅田三丁目4番5号
毎日インテシオ4階 会議室

（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

3. 目的事項
報告事項

1. 第9期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第9期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役13名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知添付書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://phyz.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知添付書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://phyz.co.jp/>）に掲載させていただきます。

「定時株主総会決議ご通知」及び「株主通信」につきましては、地球環境等を配慮した省資源化の観点から、書面によるご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただいておりますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス感染症への対応につきまして>

新型コロナウイルス感染防止に関して、当社株主総会開催時点におきましても、依然感染リスクは存在すると思われま。そこで、株主の皆様への感染リスクを避けるため、株主総会のご来場を見合わせ、書面またはインターネット等による議決権行使をご推奨申し上げます。

なお、ご来場の場合は、株主総会会場において運営スタッフのマスク着用での対応や株主の皆様へのアルコール消毒液の噴霧のお声がけなどの措置を講じる場合がありますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

今後の状況により、会場の変更等、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://phyz.co.jp/>) に掲載いたしますので随時ご確認くださいようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2022年6月24日(金曜日) 午前10時

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年6月23日(木曜日) 午後6時到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月23日(木曜日) 午後6時入力完了分まで

- ①株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ②株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

- ※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ 書面(郵送)とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読み取り機能付のスマートフォンを利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

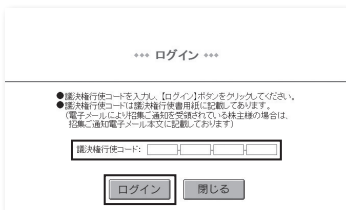
議決権行使期限：2022年6月23日（木曜日）午後6時入力完了分まで

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、パンデミック（新型コロナウイルスの感染拡大）の終息とともに、徐々に回復基調に転じていくことが期待されておりました。しかしながら、オミクロン株をはじめとする新種ウイルスの世界的な蔓延、ロシアのウクライナ侵攻に伴う世界情勢の不安定化やエネルギー価格の高騰などの影響で、停滞した状況が続きました。

国内の物流市場は、ガソリンや軽油といった燃料価格の急騰に見舞われたほか、採用コストの高騰、コロナ禍での社会・経済活動の制限による荷動きの鈍化などを余儀なくされました。

このような厳しい経済・社会情勢下において、当社グループでは、主にEC（注）ビジネスを手掛ける企業を対象にしたサードパーティー・ロジスティクス（3PL）事業である「ECソリューションサービス事業」として、①物流センターの運営機能（業務）を提供する「オペレーションサービス」、②拠点間の幹線輸送や配車プラットフォーム機能の提供（利用運送）、ルート配送やラストワンマイル配送などを担う「トランスポートサービス」の2つのサービスメニューを軸に、事業拡大を進めてきました。

また、輸入貨物に関する海外及び国内の運送取扱（ドレージ手配等）や、通関手続き代行サービスを提供する「国際物流サービス事業」を2021年3月より行っており、当連結会計年度より量的重要性が増したため「国際物流サービス事業」を報告セグメントとしております。

なお、経営管理区分の見直しを行ったことに伴い、当連結会計年度より従来の「ロジスティクスサービス」と「デリバリーサービス」を統合し、「トランスポートサービス」に名称変更しております。

「オペレーションサービス」では、従来からの大手ネット通販会社向けや流通業向けの物流センター運営受託業務に加え、家電製品・雑貨・事務用品等を扱う物流センターの運営業務などがスタートしました。さらに、過去最大規模となる新規プロジェクトである大型物流センターの運営業務を受託したほか、大手ネット通販会社等への労働者派遣業務につきましても人材採用のノウハウを活かし順調に拡大しました。また、九州への進出（小倉営業所の開設）も果

たしました。

「トランスポートサービス」では、配車プラットフォーム事業において、新規営業拠点（仙台オフィス）の開設や、既存拠点（東京、名古屋、大阪）の戦力増強などに取り組みました。その結果、取引社数（荷主及び実運送会社）と成約件数が大幅に拡大しました。一方、実運送では、EC関連貨物や日雑品を対象とした拠点間輸送をはじめ、生活必需品の定期個配業務や家電専門店向けEC商品配送などラストワンマイル配送業務の開拓・受託に力を注ぎました。

「国際物流サービス事業」では、グループ会社であるブリリアントトランスポート株式会社を通じて、東南アジア各国を対象にした輸出入関連業務をスタートするなど、対応エリアの拡充や新規取引先の開拓などを進めました。

「その他サービス」では、主にEC業界を対象とした採用代行業業の受託・成約件数の拡大に取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度における経営成績は、売上高18,045,790千円（前年同期比39.3%増）、営業利益575,582千円（同3.4%減）、経常利益572,431千円（同2.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益368,458千円（同2.1%減）となりました。

（注）ECとは、インターネットやコンピュータなど電子的な手段を介して行う商取引の総称。また、Webサイトなどを通じて企業が消費者に商品を販売するオンラインショッピングのこと。

サービス別の業績は、次のとおりであります。

ECソリューションサービス事業

物流センターの運営受託事業では、過去最大規模の新規プロジェクト（流山事業所）が本格稼働しました。関西エリアでは新たに営業倉庫（尼崎事業所）を開設したほか、家電製品・雑貨・事務用品等を扱う物流センターの運営業務などもスタートしました。

輸配送の領域では、配車プラットフォーム事業の取引社数及び成約件数が大幅に拡大しました。拠点間輸送やラストワンマイル配送など実運送の受託件数は堅調に推移しました。その結果、当セグメントの売上高は16,502,638千円（前年同期比27.9%増）となりました。

これに対して、セグメント利益は466,513千円（同28.2%減）という結果となりました。新規プロジェクトでの採用費増加や、燃料費の急騰などが大きく影響しました。また、ECソリューションサービス事業の各サービス別の売上は次のとおりであります。

(1) オペレーションサービス

ネット通販会社向け物流センター、大手消費財メーカー向けマザーセンター、家電製品・雑貨・事務用品等を取り扱う物流センターといった既存受託案件は底堅く推移しました。大規模物流センターの運営業務を受託するなど新規案件もスタートしました。その結果、売上高は

11,118,477千円（前年同期比21.8%増）となりました。

(2) トランスポートサービス

国内全体の荷動き低迷が続く中、E C関連貨物や食料品、日雑品などをターゲットにした営業活動を強化した結果、配車プラットフォームサービスや実運送サービスにおける新たなクライアント獲得に成功しました。物流センター間で発生する横持ち幹線輸送業務、メーカー工場～物流センター間、配送デポ間といった輸送案件の新規開拓にも取り組みました。その結果、売上高は5,384,161千円（前年同期比42.7%増）となりました。

国際物流サービス事業

東南アジア諸国を中心とした海外代理店網の整備、国内パートナー企業との協業、新規取引先の開拓などが奏功し、受託件数が拡大した結果、売上高は1,132,875千円となりました。

その他

その他サービス事業としては、主にE C業界を対象にした職業紹介事業を含む採用代行業業の本格稼働により、受託・成約件数が伸長しました。また、日本システムクリエイイト株式会社が当社グループに加わりました。その結果、売上高は410,277千円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は229,286千円であります。

その主なものは、リース車両の購入(205,651千円)であります。

③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額1,300,000千円の当座貸越契約を締結しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 7 期 (2020年 3月期)	第 8 期 (2021年 3月期)	第 9 期 (当連結会計年度) (2022年 3月期)
売上高(千円)	10,638,390	12,951,260	18,045,790
経常利益(千円)	348,914	584,383	572,431
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	183,891	376,499	368,458
1株当たり当期純利益(円)	17.09	35.14	34.37
総資産(千円)	2,779,065	4,230,639	5,835,024
純資産(千円)	1,288,881	1,700,014	2,090,604
1株当たり純資産(円)	119.38	157.57	191.70

(注)当社グループは第7期(2020年3月期)より連結計算書類を作成しているため、2019年3月期の企業集団の財産及び損益の状況を記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2019年 3月期)	第 7 期 (2020年 3月期)	第 8 期 (2021年 3月期)	第 9 期 (当事業年度) (2022年 3月期)
売上高及び営業収益(千円)	8,448,023	5,945,810	569,084	690,484
経常利益又は経常損失 (△)	209,737	14,395	△53,090	72,376
当期純利益又は当期純損失 (△)	133,374	△28,378	△54,576	55,174
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(円) (△)	12.47	△2.64	△5.09	5.15
純資産(千円)	1,168,707	1,068,336	1,043,881	1,099,097
総資産(千円)	2,337,167	1,281,627	1,788,719	1,686,183
1株当たり純資産額(円)	108.05	99.59	97.39	102.51

(注)当社は、2018年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第6期(2019年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社丸和運輸機関であります。株式会社丸和運輸機関は2022年3月29日付で、当社株式6,264千株を取得いたしました。これにより株式会社丸和運輸機関は、当社の議決権に対する割合が50%を超えるため、新たに当社の親会社となりました。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ファイズオペレーションズ株式会社	52,500千円	100.0%	ECサイト運営企業等の拠点内オペレーション業務
ファイズトランスポートサービス株式会社	10,000	100.0	拠点間の商品輸送及びECサービス利用者への商品の宅配
ファイズコンピュータテクノロジー株式会社	10,000	65.0	システムコンサルティングサービス
株式会社中央運輸	10,000	100.0	拠点間の商品輸送
プリリアントトランスポート株式会社	15,375	51.0	海外及び国内での運送取扱（ドレージ手配等）や通関手続き代行
日本システムクリエイティブ株式会社	50,000	60.0	コンピュータシステムの開発

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く物流業界の経営環境は、ECを通じて購買された商品を安定的に供給する役割を担う物流企業に対する社会的ニーズが高まる中、コロナショック以降大幅に変化しております。

このような状況のもと、当社グループといたしましては、経営資源の集中による効率化と更なるコスト削減を図りつつ、物流企業に対する社会的ニーズや取引先のご要望にお応えできるよう、業務改革や社員一人ひとりの意識・行動変革に取り組んでまいります。また、ドライバーを含めた人材不足等の問題に対処するための労働力確保の取り組みは継続し、業容拡大にも対応できる人材の確保を図ってまいります。主な施策としましては、以下のとおりとなります。

① 営業体制の強化

サードパーティーロジスティクスの分野でEC市場向けと並行して、小売りチェーンや卸売業など流通業向け、食品や消費財など生活必需品を製造・販売するメーカー向けの新規開拓にも積極的に取り組んでまいります。

② 内部管理体制の強化

社会から信用・信頼される企業づくりのため、内部管理体制やリスク管理体制を強化し、コンプライアンスの徹底に努めることで、健全な企業経営を推進してまいります。

③ 安全対策の強化

社会的責任を果たすため、安全対策の強化を推進し、作業の安全確保や交通事故の防止などの更なる安全対策の強化に取り組んでまいります。また、車両・施設における環境負荷軽減など、環境保全に対しても積極的に取り組んでまいります。

④ 優秀な人材の確保

労働人口の減少が進行する中、今後の事業拡大及び業容拡大のため多様な人材の確保が必要不可欠となります。このためITツールを積極的に活用し、求人専用サイトや、SNSの有効活用など企業プロモーション活動を行うことで、優秀な人材が確保できるよう取り組んでまいります。

⑤ SDGs(サステナビリティ)への取り組み

SDGs（持続可能な開発目標）を当社グループのビジネスに紐づけ、取り組みの大小にかかわらず常に検討し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

⑥ DX（デジタルトランスフォーメーション）への取り組み

物流DXの推進に向けた投資や取り組みを強化し、データやデジタル技術を活用した新たな価値を創出してまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループの主要な事業はECソリューションサービス事業であります。サービスの内容は、物流センターの運営機能（業務）を提供する「オペレーションサービス」、拠点間の幹線輸送や配車プラットフォーム機能の提供（利用運送）、ルート配送やラストワンマイル配送などを担う「トランスポートサービス」があり、包括的なサービスを提供しております。

各サービスの内容は、以下のとおりであります。

① オペレーションサービス

オペレーションサービスでは、ECサイト運営企業・メーカー・配送会社等に対して、物流センターにおける入荷から出荷に至るまでの作業プロセス全体を、当社が包括的に管理する実務機能のほか、庫内オペレーションの設計などをサポートするコンサルティング機能も提供しています。

ECサービスの特徴として注文数量の波動に対応するためオペレーションにフレキシビリティが求められます。オペレーションサービスにおいてノウハウを蓄積した自社雇用のスタッフにより、顧客の要望にレスポンス良く応える高品質なサービスの提供を可能としております。

② トランスポートサービス

トランスポートサービスでは、主に大型車両による実運送サービス及び配車プラットフォームサービス、ラストワンマイル配送を展開しています。労働力不足を背景に、日本国内におい

て実運送を担う車両やドライバーの確保が困難になりつつある中、自社保有及び協力会社の車両を安定供給することで、お客様の様々な輸送ニーズにお応えしております。

また、実運送サービスでは、主に大型車両を用いて、工場～物流センター間、物流センター～物流センター間などで発生する大量一括輸送ニーズに対応しています。東京、名古屋、大阪などの大都市圏を結ぶネットワークを構築し、拠点間を行き来する定期運行便や、スポット輸送を展開。荷物の積み降ろし作業の迅速化につながるウイング車を中心に車両を手配しています。

配車プラットフォームサービスでは、運ぶ荷物を探しているパートナー企業と、運び手の見つからない荷主をマッチングさせるサービスをご提供しています。オーダーに応じて最適な車両や荷物を探し出し、配車手配を行っています。

大手宅配便会社（日系及び外資系）向けに提供する集配代行業務やEC関連貨物の個人宅配送などを展開しています。ECサイト運営企業等からの直接的な配送依頼のほか、さまざまな配送業務代行ニーズに対応しています。

(6) 主要な営業所及び事業所（2022年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所

本	社	大阪市北区
営	業 所	東京営業所：東京都中央区

② 子会社

ファイズオペレーションズ株式会社	大阪市北区
ファイズトランスポートサービス株式会社	大阪市北区
ファイズコンピュータテクノロジーズ株式会社	名古屋市中区
株式会社中央運輸	神奈川県厚木市
ブリリアントトランスポート株式会社	東京都渋谷区
日本システムクリエイト株式会社	東京都大田区

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
オペレーションサービス	187 (1,421) 名	42名増 (92名増)
トランスポートサービス	236 (－)	11名増(－)
国際物流サービス事業	13 (－)	－
その他	131 (－)	128名増(－)
全社 (共通)	20 (－)	4名減 (1名減)
合計	587 (1,421)	190名増 (91名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員（アルバイト社員を除く）であり、使用人数欄の（外書）は、アルバイト社員の1人1日8時間換算による1年間の平均人数を記載しております。
2. アルバイト社員は、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
3. 全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
380 (－) 名	52名増 (1名減)	39.0歳	3.1年

- (注) 1. 使用人数には子会社への出向者353名を含んでおります。
2. 使用人数は就業人員（アルバイト社員を除く）であり、使用人数欄の（外書）は、アルバイト社員の1人1日8時間換算による1年間の平均人数を記載しております。
3. アルバイト社員は、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
4. 使用人数が前事業年度と比べて52名増加しておりますが、その主な理由はオペレーションサービスの業務拡大による人員増加であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	300百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 34,240,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 10,822,800株 |
| ③ 株主数 | 3,189名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 丸 和 運 輸 機 関	6,264千株	58.43%
和 佐 見 勝	520	4.85
榎 屋 幸 生	442	4.13
株式会社Kanamoriアセジメント	290	2.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 □)	223	2.09
フ ァ イ ズ 従 業 員 持 株 会	151	1.41
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	139	1.30
田 中 勝 也	104	0.97
株 式 会 社 S B I 証 券	61	0.57
前 田 建 設 株 式 会 社	49	0.46

(注)持株比率は自己株式 (100,846株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	榎屋幸生	
取締役副社長	大澤隆	
専務取締役	田中勝也	営業本部長
常務取締役	吉島伸一	管理本部長
取締役	西村考史	財務担当
取締役	平康慶浩	セレクトションアンドバリエーション株式会社代表取締役社長
取締役	光定洋介	産業能率大学経営学部教授
取締役	井口典夫	青山学院大学総合文化政策学部教授
取締役	松田佳紀	株式会社ワコーパレット常務取締役
常勤監査役	堀口淳也	
監査役	藤原誠	弁護士法人北浜法律事務所社員弁護士
監査役	中喜多智彦	このえ有限責任監査法人社員

- (注) 1. 取締役平康慶浩、取締役光定洋介、取締役井口典夫、取締役松田佳紀の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役藤原誠氏及び監査役中喜多智彦氏は、社外監査役であります。
3. 監査役中喜多智彦氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は、取締役平康慶浩、取締役光定洋介、取締役井口典夫、取締役松田佳紀、監査役藤原誠、監査役中喜多智彦の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a.基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在籍年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b.業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結売上及び連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

c.非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため連結売上及び連結営業利益の目標値を業績指標（KPI）とした譲渡制限付株式とし、年間最大30百万円以内とする。また、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（当社の株式分割等当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該株数を合理的な範囲内で調整する。）とする。

d.報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえたものとする。取締役会または取締役会の委任を受けた代表取締役社長は上記方針に基づいた種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの具体的な比率については報酬委員会に諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととする。

e.報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととする。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	対象となる 役員の員数 (名)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			報 酬 等 の 額 (百 万 円)
		基本報酬	業 績 連 動 報 酬	非 金 銭 報 酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	9 (4)	69 (8)	— (—)	— (—)	69 (8)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	9 (4)	— (—)	— (—)	9 (4)
合 計 (うち社外役員)	12 (6)	78 (13)	— (—)	— (—)	78 (13)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2021年6月25日開催の定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名(うち、社外取締役は4名)です。

また金銭報酬とは別枠で、2019年6月27日開催の定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための株式報酬額として年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名(うち、社外取締役は2名)です。

2. 監査役の報酬限度額は、2015年2月17日開催の臨時株主総会において、年額90百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

3. 取締役会は、代表取締役榎屋幸生に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、取締役会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役平康慶浩氏は、セレクトションアンドバリエーション株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役光定洋介氏は、産業能率大学経営学部の教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役井口典夫氏は、青山学院大学総合文化政策学部の教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役松田佳紀氏は、株式会社ワコーパレットの常務取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役藤原誠氏は、弁護士法人北浜法律事務所の社員弁護士であります。当社は同事務所と顧問契約を締結しております。同事務所との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、同氏は独立役員として適任であると判断しております。
- ・監査役中喜多智彦氏は、このえ有限責任監査法人の社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 平 康 慶 浩	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に出席し、主に人事コンサルティングファームにおける企業経営者としての豊富な経験と識見を活かして独立した立場から適宜、必要な発言を行っております。特に人事管理および人事制度、役員報酬などについて専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 光 定 洋 介	当事業年度に開催された取締役会20回すべてに出席し主にファイナンスやM&A等に関するアドバイスの経験・実績と財務・会計・資本市場に関する幅広い見識を活かして独立した立場から適宜、必要な発言を行っております。特にM&Aの検討について専門的な立場から監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、会社運営全般について、法令遵守の徹底、環境社会ガバナンスへの配慮について発言を行なうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 井 口 典 夫	2021年6月の定時株主総会において取締役に選任された後、当事業年度中に開催された取締役会15回すべてに出席し、主に経営学や経済学に関する幅広い見識を活かして、ガバナンスについて専門的な観点から取締役の職務執行に関する発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 松 田 佳 紀	2021年6月の定時株主総会において取締役に選任された後、当事業年度中に開催された取締役会15回中14回に出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と知見を活かして、特に経営計画や経営方針の検討について専門的な観点から取締役の職務執行に関する発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 藤 原 誠	当事業年度中に開催された取締役会20回及び監査役会14回すべてに出席し、高度な知見と豊富な経験を有した法曹としての観点から適宜、必要な発言を行っております。
監査役 中 喜 多 智 彦	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に、監査役会14回すべてに出席し、企業会計に関する豊富な経験を持った公認会計士としての観点から適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流 動 資 産	4,304,777	流 動 負 債	2,886,553
現金及び預金	1,544,808	買掛金	1,073,012
受取手形及び売掛金	2,650,166	リース債務	71,500
商 品	2,044	短期借入金	45,000
貯 蔵 品	3,223	1年内返済予定の長期借入金	375,548
前 払 費 用	91,500	1年内償還予定の社債	10,000
未収還付法人税等	2,452	未 払 金	173,373
そ の 他	24,623	未 払 費 用	698,626
貸 倒 引 当 金	△14,042	未 払 法 人 税 等	75,443
固 定 資 産	1,530,246	未 払 消 費 税 等	201,765
有 形 固 定 資 産	680,977	預 り 金	37,613
建 物	83,446	賞 与 引 当 金	49,069
車 両 運 搬 具	44,026	そ の 他	75,601
工具、器具及び備品	21,774	固 定 負 債	857,866
リ ー ス 資 産	243,731	リ ー ス 債 務	205,460
土 地	287,999	長 期 借 入 金	417,201
無 形 固 定 資 産	401,593	社 債	5,000
ソ フ ト ウ ェ ア	52,306	退職給付に係る負債	2,619
の れ ん	235,906	役員退職慰労引当金	55,002
そ の 他	113,380	繰延税金負債	103,856
投資その他の資産	447,675	資産除去債務	2,276
投資有価証券	66,291	そ の 他	66,450
繰延税金資産	24,571	負 債 合 計	3,744,420
そ の 他	356,812	(純 資 産 の 部)	
資 産 合 計	5,835,024	株 主 資 本	2,055,727
		資 本 金	326,522
		資 本 剰 余 金	242,570
		利 益 剰 余 金	1,535,242
		自 己 株 式	△48,607
		その他の包括利益累計額	△327
		その他有価証券評価差額金	△327
		非 支 配 株 主 持 分	35,204
		純 資 産 合 計	2,090,604
		負 債 純 資 産 合 計	5,835,024

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	18,045,790
売上原価	16,576,455
売上総利益	1,469,335
販売費及び一般管理費	893,752
営業利益	575,582
営業外収益	
受取利息	101
受取配当金	1,023
助成金収入	10,664
固定資産売却益	16,647
その他	9,627
営業外費用	
支払利息	4,612
固定資産売却損	535
新型コロナウイルス感染症による損失	10,327
和解金	23,650
その他	2,089
経常利益	572,431
税金等調整前当期純利益	572,431
法人税、住民税及び事業税	181,697
法人税等調整額	9,283
当期純利益	381,450
非支配株主に帰属する当期純利益	12,991
親会社株主に帰属する当期純利益	368,458

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	424,397	流動負債	474,800
現金及び預金	148,055	買掛金	82
受取手形及び売掛金	82,673	リース債務	3,020
関係会社売掛金	48,400	未払金	68,516
関係会社預け金	81,612	未払費用	32,727
前払費用	15,180	1年内返済予定長期借入金	189,996
1年内返済予定の関係会社長期貸付金	47,697	預り金	9,166
その他	776	関係会社預り金	138,797
固定資産	1,261,786	未払消費税等	16,761
有形固定資産	20,665	未払法人税等	15,731
建物	12,553	固定負債	112,286
車両運搬具	0	長期借入金	110,010
工具、器具及び備品	7,023	資産除去債務	2,276
リース資産	1,087	負債合計	587,086
無形固定資産	35,317	(純資産の部)	
ソフトウェア	35,317	株主資本	1,099,097
投資その他の資産	1,205,804	資本金	326,522
投資有価証券	0	資本剰余金	242,570
関係会社株式	812,389	資本準備金	229,522
出資金	85	その他資本剰余金	13,047
関係会社長期貸付金	366,495	自己株式処分差益	13,047
繰延税金資産	2,742	利益剰余金	578,611
その他	24,092	その他利益剰余金	578,611
資産合計	1,686,183	繰越利益剰余金	578,611
		自己株式	△48,607
		純資産合計	1,099,097
		負債純資産合計	1,686,183

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から)
(2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		83,704
営 業 収 益		606,780
売 上 高 及 び 営 業 収 益 合 計		690,484
売 上 原 価		7,809
売 上 総 利 益		682,675
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		587,994
営 業 利 益		94,680
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,073	
そ の 他	1,319	2,392
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	997	
和 解 金	23,650	
そ の 他	49	24,696
経 常 利 益		72,376
税 引 前 当 期 純 利 益		72,376
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	11,818	
法 人 税 等 調 整 額	5,383	17,202
当 期 純 利 益		55,174

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

ファイズホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高田 康弘
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 須藤 公夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ファイズホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファイズホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（企業結合等に関する注記（取得による企業結合））に記載されているとおり、会社は、日本システムクリエイト株式会社の株式の60%を取得し、企業結合日を2021年12月31日として、連結子会社化している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続で

きなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

ファイズホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高田 康弘
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 須藤 公夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ファイズホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は2021年4月1日から2022年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議等に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

ファイブホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 堀口 淳也 ㊟

社外監査役 藤原 誠 ㊟

社外監査役 中喜多智彦 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

①「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。
なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

②経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第19条（取締役の員数）に定める取締役の上限を5名増員し、10名から15名に変更するものであります。

③取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。これに伴い、取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> <u>変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び</u> <u>変更後定款第18条（電子提供措置等）の新設</u> <u>は、2022年9月1日から効力を生ずるもの</u> <u>とする。</u></p> <p><u>2</u> <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日</u> <u>までの日を株主総会の日とする株主総会につ</u> <u>いては、変更前定款第18条（株主総会参考書</u> <u>類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3</u> <u>本附則は、2022年9月1日から6か月を</u> <u>経過した日又は前項の株主総会の日から3か月</u> <u>を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削</u> <u>除する。</u></p>

第2号議案 取締役13名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また経営体制の強化を図るため取締役4名を増員いたしたく、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	えのき や ゆき お 榎屋 幸生 (1976年7月15日)	1996年5月 株式会社ヴィ企画入社 2006年2月 ヴィプランニング有限会社入社 2012年4月 ヴィプランニング株式会社取締役就任 2013年10月 当社入社 代表取締役社長就任(現任)	442,800株
2	おお さわ たかし 大澤 隆 (1972年7月23日)	1993年4月 東山産業入社 1997年7月 トランコム株式会社入社 2018年4月 当社入社 2018年6月 常務取締役就任 営業本部長 2019年6月 取締役副社長就任 営業本部長 2020年6月 取締役副社長就任(現任)	7,700株
3	た なか かつ や 田中 勝也 (1972年8月29日)	1993年4月 株式会社松本組入社 2007年1月 K's construction設立 代表就任 2010年10月 株式会社ヴィ企画入社 2014年1月 当社入社 2014年1月 事業統括本部長就任 2015年2月 取締役就任 営業本部長 2017年5月 常務取締役就任 営業本部長 2020年6月 専務取締役就任 営業本部長(現任)	104,300株
4	よし じま しん いち 吉島 伸一 (1966年1月2日)	1984年4月 トヨタカローラ大阪株式会社入社 1990年2月 佐川急便株式会社入社 2014年2月 当社入社 2014年2月 法務課長就任 2015年2月 監査役就任 2019年6月 取締役就任 管理本部長 2020年6月 常務取締役就任 管理本部長(現任)	33,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	にしむらたかし 西村考史 (1980年1月15日)	2007年1月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2010年6月 公認会計士登録 2016年12月 当社入社 2016年12月 財務担当部長就任 2019年6月 取締役就任 財務担当部長 2020年8月 取締役就任 財務担当 (現任)	3,500株
※6	あおしまとおる 青島亨 (1969年5月24日)	1994年4月 遠州トラック株式会社入社 2012年5月 トランコム株式会社入社 2020年9月 当社入社 執行役員就任 (現任)	-株
※7	いわさきあきのり 岩崎哲律 (1974年7月3日)	1993年4月 株式会社丸和運輸機関入社 2015年6月 同社常温物流運営部長 2016年8月 同社執行役員常温物流部長 2017年6月 同社執行役員EC常温物流運営本部長兼EC常温物流運営部長 2017年7月 同社執行役員EC常温物流運営本部長兼常温物流運営部長 2018年6月 同社取締役執行役員EC物流運営本部長 2018年7月 同社取締役執行役員ECラストワンマイル事業本部長兼ECラストワンマイルMQA開発部長 2020年4月 同社取締役執行役員EC事業本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社丸和運輸機関取締役執行役員EC事業本部長	-株
※8	おおつかあきら 大塚信 (1972年2月9日)	1990年4月 株式会社丸和運輸機関入社 2008年6月 同社経理部長 2013年6月 同社執行役員経理本部長兼経理部長 2019年7月 同社執行役員経理本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社丸和運輸機関執行役員経理本部長	-株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
9	ひら やす よし ひろ 平 康 慶 浩 (1969年3月9日)	1993年5月 アンダーセンコンサルティング入社 1998年4月 朝日アーサーアンダーセン株式会社入社 2002年6月 株式会社日本総合研究所入社 2012年6月 セレクションアンドバリエーション株式 会社 代表取締役就任 (現任) 2016年6月 当社取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) セレクションアンドバリエーション株式会社代表取締役	-株
10	みつ さだ よう すけ 光 定 洋 介 (1963年12月24日)	1986年4月 株式会社日本債券信用銀行 (現株式会社 あおぞら銀行) 入社 1999年10月 ユニゾン・キャピタル株式会社入社 2002年5月 株式会社東ハト監査役就任 2002年7月 有限会社ボルサ取締役就任 (現任) 2004年5月 株式会社ドラッグイレブン監査役就任 2004年6月 オリエント信販株式会社監査役就任 2004年6月 株式会社マインマート・ホールディング ス監査役就任 2005年3月 あすかアセットマネジメントリミテッド (現あいざわアセットマネジメント株式 会社) 入社 2007年4月 産業能率大学経営学部准教授就任 2012年4月 産業能率大学経営学部教授 (現任) 2013年7月 あすかアセットマネジメント株式会社 (現あいざわアセットマネジメント株式 会社) 入社 2013年8月 あすかコーポレートアドバイザー株式 会社取締役ファンディングパートナー就 任 (現任) 2016年11月 夢の街創造委員会株式会社 (現株式会社 出前館) 取締役就任 2019年6月 当社取締役就任 (現任) 2021年6月 共同印刷株式会社取締役就任 (現任) (重要な兼職の状況) 産業能率大学経営学部教授	-株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
11	井 口 典 夫 (1956年5月10日)	1980年3月 運輸省(現国土交通省)入省 1995年4月 青山学院大学 経営学部助教授就任 1998年4月 青山学院大学 経営学部教授就任 2008年4月 青山学院大学 総合文化政策学部教授就任(現任) 2021年6月 当社取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 青山学院大学総合文化政策学部教授	-株
12	まつ だ よし のり 松 田 佳 紀 (1960年11月19日)	1979年3月 上新電気株式会社入社 2006年4月 株式会社マツヤデンキ取締役兼COO 2007年6月 株式会社ぶれっそホールディング代表取締役兼COO 2013年3月 株式会社ヤマダ電機(現株式会社ヤマダホールディングス)取締役副社長兼エス・バイ・エル株式会社(現株式会社ヤマダホームズ)代表執行役員社長代行 2013年5月 株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム(現株式会社ヤマダホームズ)代表取締役社長 2015年6月 株式会社NYMK設立代表取締役(現任) 2016年5月 エーアーティー株式会社取締役(現任) 2017年5月 株式会社ビジョメガネ代表取締役会長 2018年10月 株式会社ワコーパレット常務取締役(現任) 2019年6月 株式会社KHC社外取締役(現任) 2021年6月 当社取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ワコーパレット常務取締役	-株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
※13	深山隆 (1958年10月22日)	1981年4月 味の素株式会社入社 2012年7月 味の素ヘルシーサプライ株式会社代表取締役社長 2017年3月 F-LINE株式会社 代表取締役社長 2021年8月 株式会社ミヤマプロジェクト代表取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ミヤマプロジェクト代表取締役	-株

(注) 1.※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 平康慶浩、光定洋介、井口典夫、松田佳紀、深山隆の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 平康慶浩氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社日本総合研究所での豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的かつ公正な立場から経営の重要案件の審議及び議決に参加することで経営の監督機能を向上させることができるものと判断したためであります。
5. 光定洋介氏を社外取締役候補者とした理由は、ファイナンスやM&Aなどに関するアドバイスの経験・実績と、財務・会計・資本市場に関する幅広い見識を有しており、当社の企業価値の向上に貢献いただくのに適任と判断したためであります。
6. 光定洋介氏は、2021年6月より共同印刷株式会社の社外取締役に就任し現在に至っておりますが、同社は、日本年金機構が発注する特定データプリントサービスの入札等に関して、遅くとも2016年5月6日から2019年10月7日までの間に、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為があったとして、2022年3月3日、公正取引委員会より、排除措置命令および課徴金納付命令を受けております。同氏は、当該違反行為後に就任しておりますが、就任後に他の社外役員と共同して原因究明および再発防止策ならびに社内ルールの整備等に関して助言、意見表明を行うなど、その職責を果たしております。
7. 井口典夫氏を社外取締役候補者とした理由は、経営学や経済学に関する幅広い見識を有しており、特にガバナンスについて専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言を得ることで当社のガバナンス体制強化に貢献いただくことを期待したためであります。

8. 松田佳紀氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営に関する豊富な経験と知見を有しており、特に経営計画や経営方針の検討について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言を得ることで当社の企業価値の向上に貢献いただくことを期待したためであります。
9. 深山隆氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営に関する豊富な経験と知見を有しており、特に経営計画や経営方針の検討について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言を得ることで当社の企業価値の向上に貢献いただくことを期待したためであります。
10. 平康慶浩、光定洋介、井口典夫、松田佳紀の各氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって平康慶浩氏は6年、光定洋介氏は3年、井口典夫氏は1年、松田佳紀氏は1年となります。
11. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。平康慶浩、光定洋介、井口典夫、松田佳紀、深山隆の各氏が選任された場合は、各氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
12. 平康慶浩、光定洋介、井口典夫、松田佳紀の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、引き続き選任された場合は、当社は独立役員として同取引所に届け出る予定であります。深山隆は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、原案通り選任された場合は、当社は独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
13. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容は事業報告の15ページに記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 18 lines.



株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区梅田三丁目4番5号
毎日インテシオ4階 大会議室
TEL 06-6453-0250



【交通のご案内】

- J R大阪環状線 大阪駅 桜橋口 徒歩8分
- J R大阪環状線 福島駅 徒歩5分
- 大阪メトロ御堂筋線 梅田駅 徒歩9分
- 大阪メトロ四つ橋線 西梅田駅 徒歩7分
- 阪神本線 福島駅 徒歩5分
- J R東西線 新福島駅 1号出入口 徒歩6分

